

報告事項① 令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比 較	
1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,416,128	4,467,042	△ 50,914	
	医療給付費分滞納繰越分	82,980	100,890	△ 17,910	
	後期高齢者支援金分現年課税分	1,412,424	1,425,223	△ 12,799	
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	23,010	27,030	△ 4,020	
	介護納付金分現年課税分	540,117	545,011	△ 4,894	
	介護納付金分滞納繰越分	12,010	15,030	△ 3,020	
	計	6,486,669	6,580,226	△ 93,557	
2 使用料及び手数料		1	1	0	
3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	0	
4 県支出金	普通交付金	23,883,918	23,244,657	639,261	
	特別交付金	494,522	492,209	2,313	
	健康増進事業補助金	75	75	0	
	計	24,378,515	23,736,941	641,574	
5 財産収入		2,747	2,293	454	
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,705,575	1,709,680	△ 4,105	
	未就学児均等割保険税繰入金	16,840	18,163	△ 1,323	
	一般会計繰入金	644,120	651,094	△ 6,974	
	基金繰入金	1,399,527	1,130,616	268,911	
	計	3,766,062	3,509,553	256,509	
7 繰越金		1	1	0	
8 諸収入		125,108	229,008	△ 103,900	
歳 入 合 計		34,759,104	34,058,024	701,080	
1 総務費	総務管理費	403,983	408,755	△ 4,772	
	徴税費	39,168	39,984	△ 816	
	運営協議会費	303	348	△ 45	
	計	443,454	449,087	△ 5,633	
	2 保険給付費	療養給付費	20,380,518	19,837,600	542,918
		療養費	178,426	164,756	13,670
		審査支払手数料	71,654	65,597	6,057
		高額療養費	3,250,066	3,173,416	76,650
		高額介護合算療養費	4,050	4,050	0
		移送費	200	200	0
		出産育児一時金	90,000	87,780	2,220
		葬祭費	23,900	26,000	△ 2,100
		傷病手当金	4,000	500	3,500
計	24,002,814	23,359,899	642,915		
3 国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	6,579,940	6,681,588	△ 101,648	
	退職被保険者医療給付費分	1	1	0	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,498,115	2,348,887	149,228	
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	1	0	
	介護納付金分	863,180	852,770	10,410	
	計	9,941,237	9,883,247	57,990	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	198,638	198,033	605	
	保健衛生普及費	12,818	15,338	△ 2,520	
	疾病予防費	106,594	99,025	7,569	
	計	318,050	312,396	5,654	
5 基金積立金		2,747	2,293	454	
6 公債費		500	500	0	
7 諸支出金		40,302	40,602	△ 300	
8 予備費		10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		34,759,104	34,058,024	701,080	

●令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳入>

(単位：千円)

区 分		令和5年度 当初予算額	説 明	
歳 入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	一般分 4,416,127 退職分 1	
		医療給付費分滞納繰越分	一般分 82,920 退職分 60	
		後期高齢者支援金分現年課税分	一般分 1,412,423 退職分 1	
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	一般分 23,000 退職分 10	
		介護納付金分現年課税分	一般分 540,116 退職分 1	
		介護納付金分滞納繰越分	一般分 12,000 退職分 10	
		計	6,486,669	
	2 使用料及び手数料	1	証明手数料	
	3 国庫支出金	1	原発・震災避難者の医療費等に対する補助	
	4 県支出金	普通交付金	23,883,918	保険給付費負担の交付金
		特別交付金	494,522	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分 171,953 保険者努力支援分 (事業費分・事業費運動分) 12,000 特別調整交付金分 8,446 県繰入金 224,019 特定健康診査等 78,104
		健康増進事業補助金	75	特定健診基準外審査項目分補助金
		計	24,378,515	
	5 財産収入	2,747	国民健康保険基金利子	
	6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,705,575	低所得者の保険税軽減課税分等を国県市で一定の割合で負担 保険税軽減分 1,112,733 保険者支援分 592,842
		未就学児均等割保険税繰入金	16,840	未就学児の均等割保険税の軽減課税分を国県市で一定の割合で負担
		一般会計繰入金	644,120	ルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及増削減分 77,753 出産育児一時金 60,000 職員給与費等分 435,998 財政安定化支援事業 70,369
		基金繰入金	1,399,527	
		計	3,766,062	
	7 繰越金	1	前年度からの繰越金	
	8 諸収入	125,108	延滞金、第三者納付金、返納金等	
歳 入 合 計		34,759,104		

●令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳出>

(単位：千円)

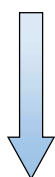
区	分	令和5年度 当初予算額	説 明	
歳 出	1 総務費	403,983	<主な歳出>	
			職員人件費（38人）	258,302
			嘱託報酬等（12人）	34,765
			電算事務負担金	38,750
		レセプトデータ処理手数料	21,364	
		徴税费（賦課費・徴税费）	39,168	
		運営協議会費	303	
		計	443,454	
	2 保険給付費	療養給付費	20,380,518	一般被保険者分 20,380,318 退職被保険者分 200
		療養費	178,426	一般被保険者分 178,326 退職被保険者分 100
		審査支払手数料	71,654	診療報酬明細書審査支払手数料
		高額療養費	3,250,066	一般被保険者分 3,249,866 退職被保険者分 200
		高額介護合算療養費	4,050	一般被保険者分 4,000 退職被保険者分 50
		移送費	200	一般被保険者分 100 退職被保険者分 100
		出産育児一時金	90,000	見込件数180件
		葬祭費	23,900	見込件数478件
		傷病手当金	4,000	
			計	24,002,814
	3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	6,579,940	一般被保険者の医療給付費に係る納付金
		退職被保険者医療給付費分	1	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,498,115	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金
		退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	退職被保険者等の後期高齢者支援金等に係る納付金
		介護納付金分	863,180	介護納付金に係る納付金
		計	9,941,237	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	198,638	<主な歳出> 特定健康診査委託料 177,251 特定保健指導委託料 1,966	
	保健衛生普及費	12,818	<主な歳出> 保養施設利用補助金 3,500 医療費通知等郵便料 7,400	
	疾病予防費	106,594	人間ドック検診費補助金 106,569	
		計	318,050	
5 基金積立金		2,747	国民健康保険基金利子	
6 公債費		500	一時借入金利子	
7 諸支出金		40,302	保険税還付金及び償還金	
8 予備費		10,000		
	歳 出 合 計	34,759,104		

## ●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和5年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月末に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されましたので、概要についてご報告いたします。

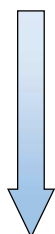
### (1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

#### ① 群馬県における納付金総額を算定



- ・「納付金」の基礎となる保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を過去の実績や国から示された係数により推計
- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、本県の納付金総額を算定

#### ② 市町村ごとの「納付金」を算定



- ・各市町村の医療費や所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定
- ・制度改革により一人あたりの負担が大幅に上昇してしまう市町村に、負担上昇を抑制する「激変緩和措置」を実施（「納付金」を減額）し、市町村ごとの納付金総額を算定

#### ③ 市町村ごとの「保険税必要額」を算定



- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、保険税必要額を算定

#### ④ 市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

### (2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

#### ① 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	令和5年度	【参考】 令和4年度	差引増減
医療分	6,579,939,594	6,681,587,786	△101,648,192
後期高齢者支援金等分	2,498,114,843	2,348,886,802	+149,228,041
介護納付金分	863,179,158	852,769,532	+10,409,626
合計	9,941,233,595	9,883,244,120	+57,989,475

## ② 激変緩和措置による納付金の減額

制度改革により「令和5年度納付金算定額」が「平成28年度の納付金相当額」に比べ負担が上昇してしまう市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を実施し「納付金」を減額します。激変緩和措置は、医療分・支援金分・介護納付金分の区分毎に一定割合を超えた分を算出する形となります。

令和5年度における激変緩和措置は、納付金相当額比が一定割合（令和5年度は「県平均の伸び率＋5%」）を越える市町村が対象となります。

なお、本措置は経過措置のため段階的に縮小しており、令和5年度をもって廃止となります。

### (一) 平成28年度一人あたり納付金相当額

医療分	86,021円
支援金分	27,713円
介護納付金分	34,144円

### (二) 令和5年度一人あたり納付金額

医療分	92,948円
支援金分	35,288円
介護納付金分	37,839円

### (三) 納付金相当額比

医療分	108.05%	(一定割合：110.55%)
支援金分	127.33%	(一定割合：131.15%)
介護納付金分	110.82%	(一定割合：120.20%)

### (四) 一人あたりの激変緩和措置額

0円 (すべて一定割合以下のため)

## ③ 標準保険料率（市町村算定方式による算定結果）

### 【医療分】

	令和5年度	本市税率	【参考】4年度
所得割率	7.03%	6.40%	7.22%
均等割額	29,008円	24,200円	30,655円
平等割額	25,550円	21,400円	21,092円

### 【後期高齢者支援金分】

	令和5年度	本市税率	【参考】4年度
所得割率	3.18%	2.20%	2.83%
均等割額	11,665円	7,400円	11,664円
平等割額	9,106円	5,800円	8,026円

### 【介護納付金分】

	令和5年度	本市税率	【参考】4年度
所得割率	2.56%	2.00%	2.59%
均等割額	12,813円	9,400円	13,198円
平等割額	8,353円	6,100円	6,685円

**【留意事項】**

- 税率(額) は、地域の実情や個別事情を考慮して市で決定することになりますので、実際の税率(額) と「標準保険料率」は異なります。
- 「標準保険料率」は、市が税率(額) を決定する際の参考として、県内一律の算定基準により市町村ごとの税率(額) を算定したものであり、市の算定方式等とは異なります。
- 全国統一の基準で算出した所得総額を用いて「標準保険料率」を算定しているため、実際よりも低い税率(額) となる場合があります。
- 標準的な収納率として90%に設定して算出しており、本市の収納率との乖離が生じているため、実際よりも高い税率(額) になる傾向にあります。

## 報告事項② 国民健康保険制度改正について

令和5年度地方税法施行令の一部改正により、以下の変更が予定されています。

### (1) 国民健康保険税の限度額について

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、後期高齢者支援金等分の2万円の引き上げが予定されています。

課税区分	令和4年度限度額	令和5年度限度額	引き上げ額
医療給付費分	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合計	102万円	104万円	+2万円

### (2) 国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、そのうちの5割・2割軽減措置について、既に軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す予定です。

#### <令和4年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円+ <u>28.5万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	43万円+ <u>52万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下



#### <令和5年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円+ <u>29万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	43万円+ <u>53.5万円</u> ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※給与所得者等 … 一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者

令和5年度健康保険法施行令の一部改正により、以下の変更が予定されています。

### (1) 出産育児一時金について

国民健康保険制度における出産育児一時金の支給額は、健康保険法施行令の規定に準じていますが、改正により出産育児一時金が40万8千円から48万8千円（8万円増）となることに伴い、本市の支給額も同様に変更するものです。

なお、変更後の額は、令和5年4月1日以降の出産から適用される予定です。

### ○改正の概要

現在、出産育児一時金は40万8千円（産科医療補償制度\*の対象となる出産については、加算分として制度の掛金にあたる1万2千円を加えた42万円）が支給されています。

出産費用は年々上昇し、令和4年度における全国の正常分娩の平均出産費用は、約47万円となっており、現在の出産育児一時金の額を上回っている状況となっています。

このことを受け、国の方針により、平均的な標準費用をすべて賄えるようにする観点から、全国の全施設（公的病院、私的病院、診療所）の平均出産費用等を勘案し、現在の出産費用を賄える額として、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律で48万8千円に引き上げることとなったものです。

なお、産科医療補償制度掛金1万2千円の変更はありませんので、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は50万円となります。

### ○出産育児一時金の支給額

区 分	現 行	改正後	増 減
出産育児一時金	40万8千円	48万8千円	+8万円
加算分（産科医療補償制度掛金相当額）	1万2千円	1万2千円	—
合 計	42万円	50万円	+8万円

### ※産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い再発防止に資する情報を提供する制度。